議案第31号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定 により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年3月20日原案可決 三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和45年三朝町条例第30号)の一部を次のように改正する。

 4,100円
 4,500円

 5,200円
 5,700円

 4,100円
 4,500円

 4,100円
 4,500円

 4,100円
 4,500円

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。